

第3号議案

2015年度（平成27年度）活動方針案

（2015年（平成27年）11月1日から2016年（平成28年）10月31日まで）

認定特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

はじめに

JTEFは、第4~6期（2011.11~2014.10）の3期間に、今後の活動範囲・活動目標・組織を従来どおりの規模にとどめて運営をしていくのか、それらを質的量的に拡大する道を選ぶのかを検討するため、様々な取り組みを試行してきました。

その結果把握された課題と見通しをふまえ、次の3期（第7~9期（2014.11~2016.10））において、事務局スタッフは現在の4名（理事長、事務局長、総務担当、広報担当（2014年10月から新たな常勤担当者を採用）継続的に業務を委託している担当者は除く）で、活動と組織の充実を目指すことにします。

2015（平成27）年度は、その1年目として、以下の活動を行います。

1 ビジョン・長期目標の設定

- ・「野生の生きもの共存社会」すなわち日本人々が野生の生きもの立場に立って「野生の世界をそっと大切に作る社会」、または人間社会の都合だけでない「公正で暖かい共存の社会」を、2050年ビジョン（未来図）として、その方向に具体的に歩み始めた社会の姿を2030年ビジョンとして描きます。
- ・2030年ビジョンを戦略・計画上の構成と用語で表現した長期目標を設定します。
- ・次の3つの活動を柱とし、それらの間に相乗効果を生み出させながらビジョンに向かって進みます。

生息地における野生生物保全活動

生息地外における野生生物保全に関する教育・普及

野生生物保全に関する政策提言

2 事業の1つ目の柱：生息地における保全：

2.1 インド

基本的に3年間の単位とする中央インド・トラ保全プロジェクトと北東インド・ゾウ保全プロジェクトの2つを引き続き「フラッグシップ」のプロジェクトとして推進します。現地パートナー/支援先は、インド野生生物トラスト（WTI）です。

【中央インド・トラ保全プロジェクト：重点事項】

それぞれ拡大されたナワゴン国立公園とナグジラ野生生物保護区を含むナワゴン・ナグジラ・トラ保護区が指定されたものの、それら2つのコア・エリアをつないでいるコ

リドー（バッファー・ゾーン）の内外には約 90 の村が存在します。

そこで、コリドー内の重点村落 15 におけるコミュニティ・プロジェクトの展開・浸透、コリドーを横断する国道 6 号線拡幅によるコリドー分断を回避するための司法制度の活用、関係機関への働きかけにより、拡幅計画の変更を獲得することをめざします。

【北東インド・ゾウ保全プロジェクト：重点事項】

人とゾウとのトラブル防止や傷病動物救護への支援を継続するとともに、短中期的に重点を置かなければならないのが、保護地域指定のためのアドボカシー活動と、中央インド・トラ保全プロジェクト並みのマイクロ・プラン（参加型の方法で評価した村の開発ニーズに基づく、経済開発および人間開発*の両側面を含んだ計画）の立案・実施を村ごとに行なうことです。これらは、国内でもとくに未開発な北東インドに、今後経済開発の圧力が強く及ぶ前に手を付けておくべき対策といえます。

*人々が、長寿で、健康かつ創造的な人生を享受するための環境を創造することを目的とする開発。人はときに、所得や成長率のように即時的・同時に表れることのない成果、つまり、知識へのアクセスの拡大、栄養状態や医療サービスの向上、生計の安定、犯罪や身体的な暴力からの安全の確保、十分な余暇、政治的・文化的自由や地域社会の活動への参加意識などに価値を見出す。（国連環境開発計画駐日代表事務所 <http://www.undp.or.jp/hdr/>）

【生息地における保全活動と広報活動との連携】

支援規模を維持拡大していくために必要な寄附を確保するため、プロジェクト内容に対する日本国内でのより広い理解が得られるようにする必要があります。現地の取り組みが日本の人々により実感できるような仕組みを検討します。

2.2 ケニア / アフリカ諸国

今世紀に入ってからのアフリカの変貌は著しく、中国等の外国資本による経済開発と市場化が進んでいます。それは生息地の破壊を当然のように伴っていますが、それ以上に密猟の激化には著しいものがあります。

そこで、アフリカゾウの密猟・違法取引防止のためのプロジェクトを昨年に続け、継続します。支援先は、ケニア野生生物公社です。

2.3 マレーシア

マレートラは、2010-2013 の期間における調査の結果は、以前の推定値である 500 を大きく下回る 250-340 頭とされ、レッド・リストの CR に掲載されるべき状況とされました（現在は EN）。マレーシアも他の東南アジア諸国同様、生息地の破壊が進っていますが、それ以上の勢いで密猟が激しくなっていると指摘されています。

そこで、マレートラの密猟防止・違法取引防止のためのプロジェクトを昨年に引き続き実施します。支援先は、マレーシア・トラ保全連合（MYCAT）です。

2.4 西表島

従来のやまねこパトロール（交通事故防止パトロール）、ヤマネコのいるくらし（野生生物保全教育）、イリオモテヤマネコ生息地保全の3プロジェクトに加え、新たに加わった「イリオモテヤマネコ発見50年記念事業」を継続します（昨年度の活動方針で「4030速度キャンペーン」と呼んでいたもの）。2015年9月、竹富町の条例で毎年4月15日が「イリオモテヤマネコの日」と決まったため、発見50年記念事業は、2015年4月から「イリオモテヤマネコの日事業」へと発展させます。

さらに、「イリオモテヤマネコの日」を目指して、西表島在住の人々による新たな団体が結成される見通しとなりましたが、JTEFはこの団体を「現地パートナー」として、全力で支援していきます。これまで、「やまねこパトロール」は直轄で実施していましたが、これらも、2015年度途中から新たな現地パートナーに引き継ぎ、以降はその他の事業のうち適切なものは段階的に現地パートナーへ引き継いでいきます。

【やまねこパトロール：重点事項】

広域にヤマネコが出没する場合等に対応すべく、やまねこパトロールが複数チーム出動できる体制をめざします。

やまねこパトロールによる速度データの収集分析を徹底し、それに基づく提言活動によって、竹富町、地域の交通安全団体、警察（島内の3駐在所）による制限速度遵守のためのドライバーへのはたらきかけを促進します。

【ヤマネコのいるくらし：重点事項】

西表島の全小中学校で2013～2015年度の3年間計画で「ヤマネコのいるくらし授業」を行っています。今年度はその最終年となります。

今後は（2017年4月～）JTEFの現地パートナー等の支援を受けつつ、先生方が中心となってヤマネコのいるくらし授業を行っていくことを期待しています。

そこで今年度は、教育委員会の協力のもと学校の先生方に対する研修会を行い、その後先生方の主体的参加のもと、翌年度以降のための授業プログラム作りと教材開発を行います。

このプログラムを通じ、西表島の子どもたちが野生の生きものと共存する社会を担う大人として成長すること、そして授業を受けた子どもが今の大人を啓発するような循環を生み出すことをめざします。

【イリオモテヤマネコ生息地保全：重点事項】

与那良原土地改良事業地の侵入防止フェンス設置、西表地区土地改良事業、東部水道事業（後良川水源地開発）、町役場庁舎移転に伴う東部地域の土地利用のあり方の点検、世界遺産指定により既買取り土地の利用計画、新規の土地買収等の情報を継続的に収集し、関係機関に適時的確な提言を行います。

【（仮称）いりおもてやまねこサポート・ツアー：重点事項】

観光客によるオーバーユース（脆弱な生息地への過度な入り込み）に対処するための新

しいプロジェクトとして、ツアー参加者が、自然の中で「保全のために自分ができることは何か？」を頭において行動するようになることを目的としたツーリズムを企画、実施していきます。

【イリオモテヤマネコ発見 50 年記念事業（イリオモテヤマネコの日事業）：重点事項】

- ・西表島に誕生する現地パートナーが、行政や地域団体と連携して、様々な事業展開を行えるよう支援していきます
- ・交通事故防止のための普及啓発アイテムの製作、イベントを行います。
- ・竹富町役場庁舎移転、世界遺産指定などに伴う新たな開発局面への備えとして、イリオモテヤマネコの生息地保全の在り方について島内での普及を強化していきます。

3 事業の 2 つ目の柱：生息地外における野生生物保全教育・普及啓発

3.1 野生生物保全教育：動物園とのコラボレーションによる学校教育の実践

- ・上野動物園とのコラボレーション事業「うへのトラ大使」を通して、
 - 動物園を活用した野生生物保全教育プログラムづくりと実践を発展させます。
 - 台東区の小学校において教育活動を行う仕組みを確立します。

3.2 野生生物保全教育：研究会の確立

ヤマネコのいるくらし授業研究会を核に、野生生物保全教育の目的と理論を提示するとともに、保全現場の情報を集約して、授業と教材作りの技術を研究する場を整備します。

4 事業の 3 つ目の柱：野生生物に関する政策提言

4.1 象牙取引の合法化問題とワシントン条約

- ・2015 年現在、象牙目的の密猟・違法取引が最悪の状況にありますが、米国が自国における象牙の国内取引の厳格な規制に乗り出し、中国も象牙取引からの撤退を表明する中で、日本政府は、自国と、密猟及び違法取引の規制が良好に管理されている国の間で取引する限り、その外でどれほど深刻な密猟・違法取引が行われていようとも問題はないとして、象牙取引を持続的に推進する姿勢をかたくなに崩そうとしていません。しかし、これまでの JTEF の調査研究によれば、日本における象牙の国内取引規制には深刻な抜け穴が多々あり、違法に持ち込まれた象牙を市場から排除する効果が万全であると言うにはほど遠い実態にあります。そこで、日本の象牙市場の監視を継続し、法制度の要改善点を研究し、その成果に基づいて象牙取引を合法化することには大きな問題があることについて国内外の世論を喚起し、あるべき政策と規制について関係機関に提言します。
- ・海外の NGO と連携して活動します。

4.2 野生生物犯罪

- ・トラを含む大型ネコ科動物に関する議題、法執行・野生生物犯罪に関する議題、その他重要な政策関係議題等についても必要に応じて研究・政策提言を行います。
- ・2009-2014年の野生生物犯罪情報をデータベース化し、分析・考察を行い、野生生物犯罪対策を研究・提言する報告書（「日本の野生生物犯罪」）の第2弾をまとめる作業を継続します。
- ・取締機関への野生生物犯罪に関する情報提供、その他の協力を行うこと優先度をおいて取り組みます。

4.3 国内政策・法制度に関する政策提言

- ・国内の野生生物保全の政策・法制度強化のテーマとして、絶滅危惧種の保全（種の保存法）のほか、それ以外の野生動物全般に関する乱獲・違法取引防止および個体群管理（個体数調整・生息環境管理）と被害管理による人と野生動物間のトラブル緩和（鳥獣保護法）、野生生物の生息地保全（生物多様性国家戦略、土地利用政策・法制度等）に取り組みます。
- ・NGO間のネットワーク強化、組織の枠を超えた連絡調整に積極的に参加します。

5 会報発行

- ・ビジョン策定、戦略的な広報の推進にあわせ、ウェブサイトのリニューアルを年度内に行います。
- ・SNS活用の個別戦略を今年度中に立て、年度内に運用を開始します。

6 広報・財務について

- ・野生の生きものの立場に立って、人間社会の都合だけでない「暖かい共存」をめざす、というJTEFの団体のイメージを、しっかりと伝えていきます。
- ・広報は、主としてインド・ファン、西表島／八重山／沖縄ファンなど、JTEFが特別なつながりを持つ人々をターゲットに行います。プロモーションのための個々のツール、プログラムまたはイベントは、それぞれのターゲットにあわせて企画制作します。

7 組織運営

- ・認定NPOの期限が切れるため、再申請を行います。
 - ・事務局体制は次のとおりとします。
 - 理事長（主な担当事業：生息地支援、教育・普及、広報、財務）
 - 事務局長（主な担当事業：生息地支援、政策提言、広報、財務）
 - 総務担当（総務、経理、会員管理、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）
 - 広報担当（広報、総務補助、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）
- 【委託スタッフ】（「ヤマネコのいるくらし授業」）

以上